平成3年12月20日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎市自転車等の放置防止に関する条例(平成3年高崎市条例第2 5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域の指定及び告示等)

第3条 条例第9条第1項に規定する自転車等放置禁止区域は、次のとおりとする。

指定区域名	区域図				
高崎駅東口周辺	別表第1のとおり				
井野駅東口周辺	別表第2のとおり				
井野駅西口周辺	別表第3のとおり				
高崎駅西口周辺	別表第4のとおり				
高崎問屋町駅貝沢口周辺	別表第5のとおり				
高崎問屋町駅問屋口周辺	別表第6のとおり				

- 2 条例第9条第3項に規定する告示は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 放置禁止区域の指定年月日
  - (2) 放置禁止区域の指定範囲及び図面
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 条例第9条第3項に規定する標識は、放置禁止区域標識(様式第1号)その他必要な ものを設置して行うものとする。

(平6規則40・平12規則11・平19規則51・一部改正)

(放置禁止区域の変更及び廃止の告示等)

- 第4条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第3項に規定する告示は、次に 掲げる事項とする。
  - (1) 放置禁止区域の指定の変更又は廃止の年月日
  - (2) 放置禁止区域の指定の変更又は廃止の範囲及び図面

- (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第10条第1項に規定する放置禁止区域を変更したときは、前条第2項を準用する。

(平12規則11·一部改正)

(放置禁止区域内の措置)

第5条 条例第12条第2項で規定する撤去及び保管は、警告札(様式第2号)を貼付してから3時間経過後、あらかじめ市長が定めた保管場所に移送し、保管することにより行うものとする。

(放置禁止区域外の措置)

- 第6条 条例第13条第1項に規定する指導は、指導札(様式第3号)を放置されている 自転車等に貼付して行うものとする。
- 2 条例第13条第1項に規定する警告は、前項に定める指導を行ったにもかかわらず、 移動されることなく放置されている自転車等について警告札(様式第4号)を貼付して 行うものとする。
- 3 条例第13条第2項に規定する期間は、警告を行った日から7日間とする。 (撤去及び保管をした自転車等の措置)
- 第7条 条例第15条第2項に規定する期間は、撤去した旨を告示した日から4月間とする。
- 2 条例第15条第3項に規定する告示は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 撤去年月日
  - (2) 撤去した場所
  - (3) 撤去した自転車等の台数
  - (4) 保管場所及び保管期間
  - (5) 連絡先
- 3 条例第15条第3項に規定する必要な措置等は、立看板(様式第5号)を掲出すると ともに、次に掲げる調査を行うものとする。
  - (1) 利用者等の住所、氏名等の確認調査
  - (2) 自転車防犯登録の調査
  - (3) 原動機付自転車標識の所有者調査

- (4) 学校許可標識調査
- 4 市長は、撤去した自転車等を保管したときは、保管台帳(様式第6号)に必要な事項を記録しなければならない。
- 5 市長は、撤去した自転車等の利用者等が判明したときは、撤去自転車等保管通知書(様 式第7号)により通知するものとする。

(平6規則32・平12規則11・令元規則33・一部改正)

(撤去及び保管をした自転車等の返還)

- 第8条 撤去及び保管をした自転車等の返還を受けようとする者は、撤去自転車等返還申 請書(様式第8号)を市長に提出し、撤去及び保管に要した費用を納付しなければなら ない。
- 2 条例第16条第2項に規定する撤去及び保管に要した費用の額は、次のとおりとする。
  - (1) 自転車 1台につき1,060円
  - (2) 原動機付自転車 1台につき1,600円
- 3 条例第16条第3項に規定する者は、次のとおりとする。
  - (1) 盗難に係る被害届を提出した利用者等
  - (2) その他市長が特に必要があると認める者 (平9規則18・令元規則33・一部改正)

(保管した自転車等の処分)

第9条 市長は、条例第17条の規定により保管した自転車等を売却処分したときは、当該自転車等を売却した代金を条例第15条第1項の規定による告示の日から起算して6 月を経過する日まで保管するものとする。ただし、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をするものとする。

(平12規則11・全改)

(店舗面積の算定方法)

- 第10条 条例第19条第2項に規定する店舗面積の算定方法は、次の各号に掲げる施設 の用途ごとに、それぞれ当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。
  - (1) 百貨店、スーパーマーケット 売場(飲食店部分・サービス業を含む。)、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、サービス施設、承り所、物品加工修理場及びこれらに類するもの

- (2) 銀行 銀行室、待合室、ショーウインド及びこれらに類するもの
- (3) 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの

(自転車等駐車場の設置等の届出)

- 第11条 条例第24条の規定により自転車等駐車場を設置し、又は届出事項を変更しようとする者は、自転車等駐車場設置・変更届出書(様式第9号)に次に掲げる図面を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 施設及び自転車等駐車場の案内図
  - (2) 施設及び自転車等駐車場の配置図
  - (3) 施設の各階平面図(面積を記載したもの)
  - (4) 自転車等駐車場平面図
  - (5) 自転車等駐車場構造図(特殊な装置を用いる自転車等駐車場に限る。)

(平12規則11·一部改正)

(自転車等駐車場の設置等完了の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者が、自転車等駐車場の配置又は変更(自転車等駐車場の規模、構造及び設備に関する変更に限る。)を完了したときは、自転車等駐車場設置・変更完了届出書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

(措置命令書)

第13条 条例第28条第4項に規定する措置命令書は、様式第11号による。

(公表)

第14条 条例第29条に規定する公表は、高崎市公告式条例(昭和25年高崎市告示第67号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、高崎市広報に登載して行うものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第31条に規定する身分を示す証明書は、様式第12号による。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月23日規則第6号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、「平成」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月20日規則第32号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第7条第1項、第9条、様式第5号及び様式第7号の規定は、この規則の施行の日以後に撤去した旨の告示をされた自転車等について適用し、この規則の施行の日前に撤去した旨の告示をされた自転車等については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月30日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第18号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第11号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に撤去した旨の告示をされた自転車等のうち平成12年9月 末日までに保管した期間が4月に達するものについては、改正後の第7条の規定にかか わらず、平成12年9月末日まで保管するものとする。

附 則(平成15年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定による様式により作成してある用紙については、適宜補正してこれを使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(平成18年9月29日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月3日規則第51号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規則第33号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

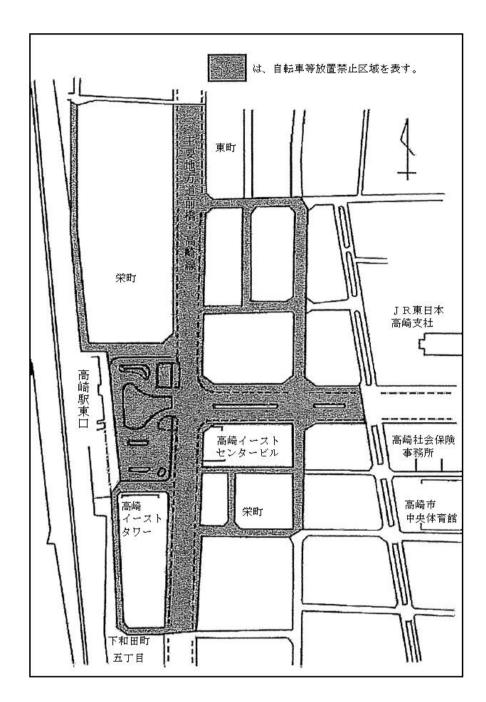
附 則(令和4年3月31日規則第15号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

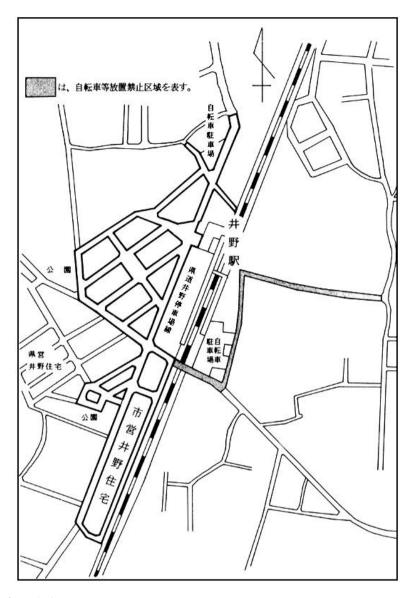
(平19規則51・全改)

高崎駅東口周辺



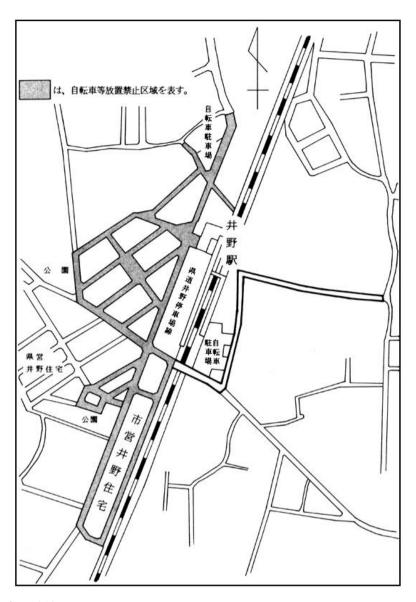
別表第2 (第3条関係)

井野駅東口周辺



別表第3 (第3条関係)

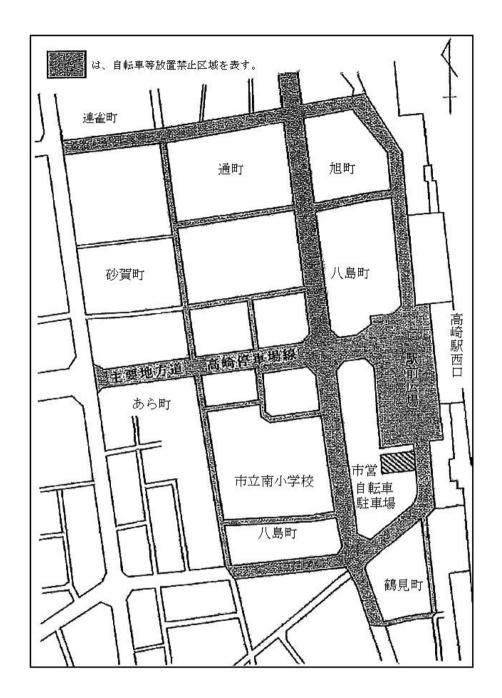
井野駅西口周辺



別表第4 (第3条関係)

(平19規則51·全改)

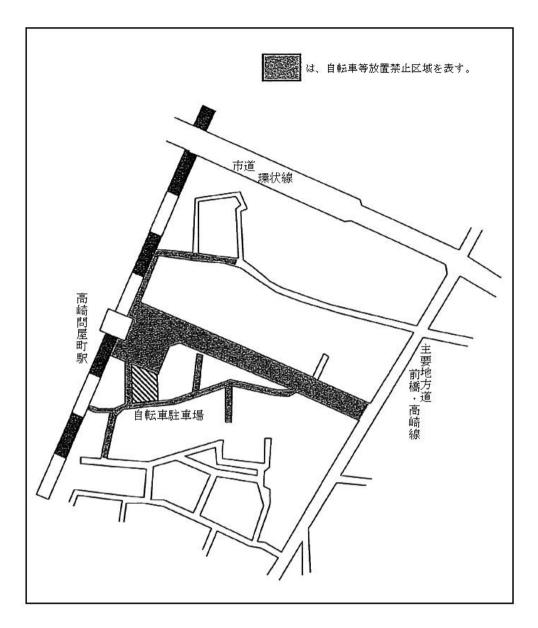
高崎駅西口周辺



別表第5 (第3条関係)

(平19規則51・追加)

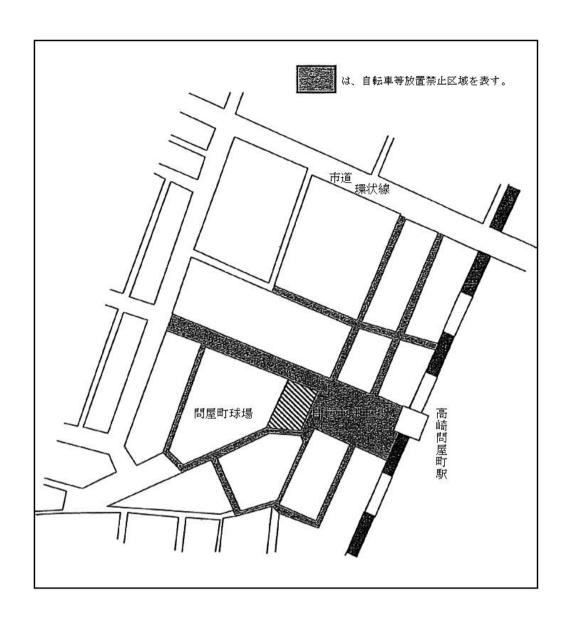
高崎問屋町駅貝沢口

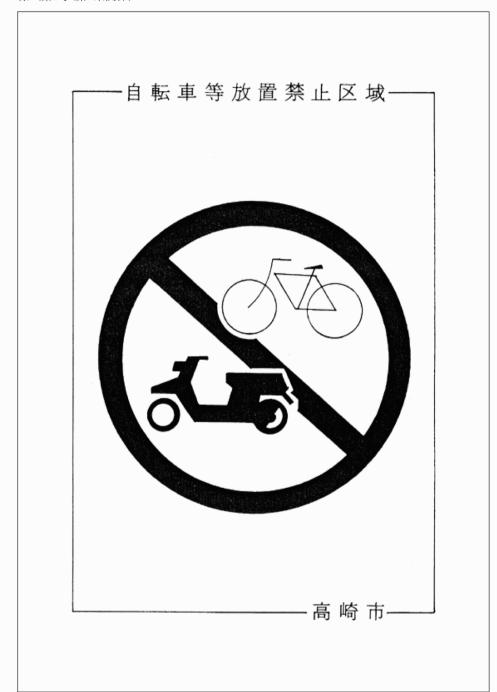


別表第6 (第3条関係)

(平19規則51・追加)

高崎問屋町駅問屋口





警 告

- この場所は、自転車等放置禁止区域です。自転車及び原動機付自転車を放置しないでください。
- ◎ 歩行者の通行や災害又は緊急時の妨げとなるため、引き続き放置してある場合は、 市の条例に基づき撤去します。
- ◎ 撤去した自転車等を返還する際には、費用(自転車1,060円、原動機付自転車 1,600円)を徴収します。

前 年月日午 時 分 後

高崎市長

### 様式第3号(第6条関係)

注 意

- ◎ この場所には自転車及び原動機付自転車を放置してはいけません。
- ◎ 歩行者や災害又は緊急時の妨げとなるため、速やかに移動してください。
- ◎ 引き続き放置されている場合は、市の条例に基づき撤去します。

年 月 日

高崎市長

警 告

- ◎ この場所での自転車及び原動機付自転車の放置を禁止します。
- ◎ 歩行者の通行や災害又は緊急時の妨げとなりますので、 月 日までに移動してください。
- ◎ 上記期日までに移動しない場合は、市の条例に基づき撤去します。
- ◎ 撤去した自転車等を返還する際には、費用(自転車1,060円、原動機付自転車 1,600円)を徴収します。

年 月 日

高崎市長

お 知 6 せ

- ◎ この周辺に放置してあった自転車及び原動機付自転車は、市の条例に基づき撤去 しました。
- ◎ 撤去した自転車等の利用者又は所有者は、下記により速やかに引き取りに来てく ださい。
- ◎ 撤去した旨を告示した日から4月間を過ぎても引き取りのない場合は、処分しま す。

义

- ※ 保管場所 所在地 高崎市飯塚町983番地2 名称 高崎市放置自転車等保管場所
- ※ 引き取り日時 保管場所 月曜日から金曜日まで 午前9時から 午後8時まで 日曜日 午前10時から午後4時まで 案 内 (ただし、祝日及び12月29日から1月3 日までを除く。)

※ 返還時に必要な費用(自転車1,060円、原動機付自転車1,600円)

※ 連絡先

高崎市役所 課 担当

内線

保管場所 8

高崎市

#### 自転車等保管台帳

年度 住 所 氏 名 電話番号 放置されていた場所 (詳細な場所) 防犯登録番号 (標識番号) 返 還月 日 返還通知 保管期間 発送月日 満了日 特 徴 (破損の状況) 処 分 月 日 整理番号 撤去月日 警告時間 撤去時間 車体番号 高崎 その他 車 体 色 氏名 カゴ 有 無 W その他 高崎 その他 車 体 色 番地 ( 氏名 カゴ 有 無 その他 車 体 色 高崎 その他 番地 ( 氏名 カゴ 有 無 **1** その他 車 体 色 番地 ( ) 氏名 カゴ 有 無 Æ その他 車 体 色 高崎 その他 番地 ( 氏名 カゴ 有 無 **T** その他 高崎 その他 車 体 色 番地 ( 氏名 カゴ 有 無 7 その他

(表)

	郵	便は	が	き		
						様
	放置自転	車等返	量のお	知らせ		
高崎市自転車 なたの自転車( に引き取るよう	原動機付自	転車)				
			年	月	日	
		高	崎市長			印
お問合せは	市役所	部	課	打 内á	旦当 泉	
	保管場所	8	_			
* 既に引き取らい。	られたとき	は、行	きちが	いです	のでご	了承くだ

			整理番号
返 還	F	時	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後8時まで 日曜日 午前10時から午後4時まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)
返 還	場	所	所在地 高崎市飯塚町983番地2 名称 高崎市放置自転車等保管場所 案内図(略図)
返還必要			①このお知らせ ②自転車等の鍵 ③身分を証明するもの ④印鑑 ⑤費用(自転車1,060円原付1,600円) ⑥盗難証明書又はこれに代わるもの
注		意	*保管期間(撤去した旨を告示した日から4月間)を 経過して、なお、引き取りのない場合は、処分しま す。

(裏)

### 撤去自転車等返還申請書兼受領書

(宛先)高崎市長

住 所 申請者 氏 名 電 話 ( )

下記のとおり、自転車等の返還を申請します。

整	理 番 号	所有者と 1 本人 2 家族 の関係 3 その他( )					
所有者	者の住所・氏 名						
車	自転車	1 一般車 2 ミニサイクル 3 スポーツ車 4 車体色 5 その他					
		1 防犯登録 2 その他					
種	原動機付自 転 車	1 車名型式 2 標識番号 3 車体色					
盗	難  届	1 有( 年 月 日 警察署 派出所)					
返	還 日	年月日 確認 2 身分を証明するもの   3 自転車等の鍵					
撤去・保管費用 ① 1,060円 ② 1,600円 費用有無 ① 有 ② 無							
上記のとおり、返還を受けました。							
		住 所 氏 名					

## 自転車等駐車場設置・変更届出書

年 月 日

(あて先)高崎市長

住 所 会 社 名 代表者名 電 話

下記のとおり、 設置 したいので届け出します。

## 1 施 設

用途地域	1 商業地域 2 近隣商業地域
所 在 地	高崎市 町 番地
店舗等用途	1 百貨店・スーパーマーケット 2 銀行 3 遊技場
建築延面積	m² 店舗 面 積 内 訳
店舗総面積	$\mathrm{m}^2$ $\mathrm{m}^2$
/L HII 7/L III 19	ho

# 2 自転車駐車場

設 置 場 所	高崎市	町	番地		
駐車場面積		$\mathrm{m}^2$	収容台数		台
構造	1平置式(①平	在武②二段式)	2立体自走式	3その他	

## 3 営業

## 様式第10号(第12条関係)

### 自転車等駐車場設置・変更完了届出書

年 月 日

(あて先)高崎市長

下記のとおり、自転車駐車場設置・変更を完了したので届け出ます。

住 所 会 社 名 代表者名 電 話

### 1 自転車等駐車場

所	在	地	高崎市	町		番地	
規		模	収容台数	台	駐車場面積	п	$n^2$
構造	及び記	设置					

## 2 建築物

確認申請受付		年	月	日	第	号
確	認	年	月	日	第	号
検	査	年	月	日		

自転	車等駐車	互場設置	・変更完	了日	年	月	日
確				認			
確	認	者	氏	名			

#### 様式第11号(第13条関係)

措置命令書

年 月 日

様

高崎市長印

あなたは、高崎市自転車等の放置防止に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第28条の規定により、下記1の自転車等駐車場について、下記2の措置を講ずるよう命じます。

記

- 1 自転車等駐車場の概要
  - (1) 位置
  - (2) 収容台数
  - (3) 駐車場の面積
  - (4) 構造
- 2 措置の内容及び理由
- 3 措置完了の期限 年 月 日

(表)

第 号

身 分 証 明 書

写真

所 職 名 氏 名

生年月日 年 月 日 生

上記の者は、高崎市自転車等の放置防止に関する条例第12条第2項及び第13条第2項及び第3項の規定による自転車等の撤去並びに同条例第27条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。

年 月 日

高崎市長

印

この証明書を携帯するものは、高崎市自転車等の放置防止に関する条例により自転車等の撤去並びに施設等の立入検査をする者で、関係条文は次のとおりです。

高崎市自転車等の放置防止に関する条例(抜粋)

#### (放置禁止区域内の措置)

- 第12条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、利用者等に対して当該自転車等を自転車等駐車場又は当該区域外の場所へ移動することを命ずることができる。
- 2 市長は、利用者等が前項に定める命令に従わないとき、又は当該利用者等を確知することができないときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

#### (放置禁止区域外の措置)

- 第13条 市長は放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置されることにより、当該場所の機能に障害を生じさせるおそれがあると認められるときは、利用者等に対して、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。
- 2 市長は、前項に定める指導及び警告を行ったにもかかわらず、別に定める期間経過後、移動されることなく放置されている自転車等について、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による指導及び戒告を行ったにもかかわらず、当該自転車等の 放置により、当該場所の機能に著しく障害を生じる部分があり、かつ、その処理に緊 急を要すると認めたときは、当該場所の部分に限り当該自転車等を撤去し、保管する ことができる。

#### (立入検査)

- 第27条 市長は、第19条から前条までの規定を施行するために必要な限度において、施設又は自転車等駐車場の設置者又は管理者から報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 市長は、この条例を施行するに必要な限度において、その命じた職員に施設又は自 転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第5条関係)

(平9規則18・令元規則33・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

(平9規則18・令元規則33・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

(平6規則32・平9規則18・平12規則11・平15規則24・平18規則107・平19規則41・平20規則6・令元規則33・一部改正)

様式第6号(第7条関係)

(令元規則33・全改)

様式第7号(第7条関係)

(平6規則32・平9規則18・平12規則11・平15規則24・平18規則107・平19規則41・平19規則51・平20規則6・令元規則33・一部改正)様式第8号(第8条関係)

(平9規則18・平17規則27・令元規則33・令4規則15・一部改正)

様式第9号(第11条関係)

(平5規則6・平17規則27・一部改正)

様式第10号(第12条関係)

(平5規則6・平17規則27・令4規則15・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

(平17規則27·一部改正)

様式第12号(第15条関係)

(平6規則32·一部改正)